

<別紙1>

第三者評価結果報告書

① 第三者評価機関名

株式会社フィールズ

② 施設・事業所情報

名称：やまと発達支援センター WANTS	種別：児童発達支援事業、 放課後等デイサービス
代表者氏名：菅原 聡	定員（利用人数）：10名/日 （児童発達支援、放課後デイの合計） 利用人数は日々変動
所在地：〒242-0021 大和市中心5-2-31青柳ビル1階	
TEL：046-244-6961	ホームページ：http://www.tomoni.or.jp
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：2012年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 県央福祉会	
職員数	常勤職員：2名 非常勤職員：5名
専門職員	（専門職の名称） 名
	公認心理士（常勤1名）
	社会福祉士（非常勤1名）
施設・設備 の概要	（居室数） （設備等）
	療育スペース： 2 共用トイレ（男女別）
	相談室： 1 給湯設備
	事務スペース： 1

③ 理念・基本方針

【法人理念】

- I. ソーシャルインクルージョン(共生社会)を目指します。
- II. 先駆的で開拓的な事業を展開します。

【事業所理念】

やまと発達支援センターWANTSは、一人ひとりの子どもたちが抱えている思いや願い(WANTS)を一番に尊重しつつ、個々のWANTSの真の姿を一緒に探りながら、WANTSの実現に向けた支援をご家族を含めて継続的に行っていきます。

③ 施設・事業所の特徴的な取組

事業所は、「総合支援型」の支援の在り方を先駆的に具現化することを目指し、専門性の高い療育サービスを提供しています。利用児一人ひとりのアセスメントを多角的に行い、年齢や生活環境、障がい特性に応じた、コミュニケーション力の向上や社会的スキルの獲得を、バリエーション豊富なプログラムを通して支援します。また、保護者支援に力点を置き、家庭生活や地域生活における様々な相談に対応して、ひとつひとつの課題解決に繋がります。加えて、利用児の地域生活へのインクルージョンを推進するため、保育所・幼稚園や学校等関係機関との連携を積極的に行っています。青年期、成人期に向けては、法人内の障害福祉サービス事業所と連携し、必要な情報提供を行うとともに、見学や体験の機会を設けるなどして、一貫した支援を行っています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年5月16日（契約日）～ 令和5年4月17日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（2019年度）

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1) ていねいなアセスメント、個別支援計画で子どもの成長を支援しています
事業所は、児童発達支援事業（未就学児グループ）及び、放課後等デイサービス事業を展開し『総合支援型』の支援を目指して、専門性の高い療育サービスの提供に努めています。利用契約時に、乳児期の発達状況、家庭での生活の様子、好き嫌い、よく出かける場所・頻度・移動方法などを把握し、丁寧なアセスメントをもとに指導計画を作成しています。また、利用開始後は、子どもの観察を通して、一人ひとりの能力を把握しながら目標を立て、効果、評価を繰り返しています。必要に応じて、田中ビネー知能検査、新版K式発達検査などの心理検査を併用しています。『靴の紐を結べるようにしたい』『忘れ物を減らしたい』など日常生活での要望に応じて、自分で出来ることを増やしてゆく支援に取り組んでいます。

2) 子どもの希望や意向を尊重した学習支援を行っています

コロナ禍のため社会参加が難しい中で、子どもたちが利用する保育所・幼稚園・学校等との連携を積極的に行っています。子どもの希望と意向を把握し、必要に応じて学習支援を行い、学校での勉強の遅れなどによる学習意欲の低下を防いでいます。教科は中学生・高校生向けの数学と英語です。教員免許を持つ管理者が中心となり、教材は本人の教科書や学習用プリントを使用して学習を支援しています。

3) 青年期、成人期にむけた支援を行っています

特に放課後等デイサービスに通う子どもたちに対して、18歳以降も一環した支援が行われるよう必要な情報提供や相談支援を行っています。障害福祉サービス事業所を多数展開する法人の強みを活かし、夏季学校休業期間を中心に、法人内の事業所での「プレ実習」を行っています。また、将来の地域生活をイメージする一助として、法人内のグループホームの見学会などもしています。

4) 事業所の代表者、管理者を明確にすることが求められます

本来は「所長」が管理者と考えられるべきですが、日常的、実質的には「統括施設長」が事業所の業務ないし職員の管理を行っています。しかし統括施設長は、管理者として職務権限上の位置付けが「運営規程」に示されておらず、対外的にも明らかにされていません。所長の職務権限上の立ち位置も不明確です。一方で、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業としては、児童発達支援管理責任者の職員を「管理者」と位置付け、重要事項説明書にもそのように記載されています。対外的には児童発達支援管理責任者が管理者という取り扱いですが、運営規程によると管理者（1名）とは「事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う」者としており、実際は児童発達支援管理責任者がそのような役割をしていません。所長や統括施設長はどのような立場なのか、管理者が誰なのかを内外に明確にすることは組織として重要です。今後の改善が望まれます。

5) 事業所の情報提供と蓄積された手法等の文書化が期待されます

法人のホームページ内で事業所を紹介していますが、住所と電話番号の表示のみで活動内容等の紹介はされておらず、事業所独自のホームページもありません。子どもた

ちの発達支援という意義ある事業を社会に広く伝えるため、ホームページを始め、さまざまな手段を活用した情報提供が期待されます。また、専門的な療育分野で蓄積された手法や手順は貴重な財産です。事業所としてサービスの質の継承をはかるため、担当者の口頭による伝承に終わらせず、マニュアル化、文書化をしていくことが求められます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

全体を通して、当事業所の状況を正確に評価していただいたと思います。今回の第三者評価受検を通して、事業所としての強みと弱みを再認識できたとともに、自己評価を作成する過程で職員とさまざまな検討を重ねられたことはとてもよい機会だったと思います。

一方、共通評価の項目は、いち事業所だけでは解決できない項目も多く、事業所の評価としては難しさを感じました。運営法人として取り組まなければならない課題も多く存在するため、事業所として法人への課題提起を含め、発信性を高めていく必要性を再認識しました。今後、特に業務の標準化を進め、ご利用者様により高い水準のサービスをご提供できるよう、持続・継続性のある事業所運営に努めたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙2のとおり